

「第 6 期岡山県障害福祉計画・第 2 期岡山県障害児福祉計画」の概要

第 5 期岡山県障害福祉計画・第 1 期岡山県障害児福祉計画（平成 29（2017）年度策定）の計画期間が令和 2（2020）年度で終了することから、障害者総合支援法第 89 条第 1 項及び児童福祉法第 33 条の 2 第 1 項の規定に基づき、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するため、第 6 期岡山県障害福祉計画・第 2 期岡山県障害児福祉計画を策定した。

1 計画策定の趣旨

市町村障害福祉計画・障害児福祉計画との整合を図りながら、広域的な観点から障害福祉サービス等の必要量の見込みやその提供体制の確保等に関する基本的な事項を定めるとともに、具体的な数値目標を設定し、その実現に向けて取り組むべき推進方策等を定める。

2 計画の期間

令和 3（2021）年度から令和 5（2023）年度までの 3 年間

3 計画の基本理念

全ての県民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を目指すため、次の 3 点を基本理念として必要な障害福祉サービス等の充実を図る。

- ①障害のある全ての人に社会参加の機会が確保されること
- ②どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ③障害のある子どもの健やかな育成のための発達が支援されること

重点的な取組の体系

共
生
社
会
の
実
現

1 地域生活 移行の促進

- (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行
- (2)精神障害のある人の地域生活への移行
- (3)地域生活支援の拠点等の整備
- (4)発達障害のある人への支援の充実
- (5)その他の障害のある人の地域生活を支える各種の取組

2 就労移行 の促進及び 所得の向上

- (1)障害のある人の就労移行促進に必要な基盤の整備
- (2)障害のある人の就労を支援する各種施策の推進
- (3)障害のある人の所得の向上
- (4)特別支援学校における進路指導等の充実
- (5)その他の障害のある人の就労移行等を支える各種の取組

3 必要な障 害福祉サー ビス等の見 込量の確保

- (1)障害福祉サービス等の見込量
- (2)指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- (3)圏域ごとの障害福祉サービス等の見直し及び基盤整備の方策

4 障害のあ る子どもの 支援

- (1)障害児支援体制の整備
- (2)障害児支援の提供体制の確保・基盤整備の方針
- (3)指定障害児入所施設の必要入所定員総数

5 人材の養成 ・確保と資質 の向上等

- (1)人材の養成・確保
- (2)サービスの質の向上
- (3)障害のある人に対する虐待の防止
- (4)障害のある人に対する差別の解消
- (5)介護サービス事業者との連携強化の促進

成果目標の設定

1 障害者支援施設入所者の地域生活への移行

項目	現状	目標
(1)障害者支援施設入所者数の削減 2019年度末の入所者数(2,183人)の2023年度末までの削減数（括弧は削減率）		35人 (1.6%)
(2)障害者支援施設からの地域生活移行 2019年度末の入所者数(2,183人)の2023年度末までの地域生活への移行者数（括弧は移行率）		131人 (6.0%)

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（入院中の精神障害のある人の地域生活への移行）

項目	現状	目標
(1)入院後3か月時点の退院率	公表前	69%
(2)入院後6か月時点の退院率	公表前	86%
(3)入院後1年時点の退院率	公表前	92%
(4)入院期間1年以上の長期入院患者数		
65歳以上	1,706人	1,390人
65歳未満	773人	567人
(5)退院後1年以内の地域における平均生活日数	307日	316日

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（障害のある人の地域生活の支援）

項目	現状	目標
地域生活支援拠点等（障害のある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等）の設置箇所数	4市で整備済み	各市町村又は各圏域に1箇所以上整備
地域生活支援拠点等が有する機能充実に向けた年間の検証・検討の実施回数		年1回以上運用状況を検証・検討

4 福祉施設から一般就労への移行等

項目	現状	目標
(1)福祉施設から一般就労への移行の促進		
ア 一般就労移行者数 2023年度の一般就労移行者数（括弧は2019年度の一般就労移行者数からの増加率）	350人	445人 (1.27倍)
イ 就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数		
2023年度の就労移行支援事業からの一般就労移行者数	161人	210人 (1.3倍)
2023年度の就労継続支援A型からの一般就労移行者数	116人	147人 (1.26倍)
2023年度の就労継続支援B型からの一般就労移行者数	51人	63人 (1.23倍)
(2)就労定着支援事業の利用促進		
ア 就労定着支援利用者数 2023年度に就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、就労定着支援事業を利用するものの割合		7割
イ 就労定着率 8割以上の就労定着支援事業所の割合		7割

5 障害児支援の提供体制の整備等

項目	現状	目標
(1)児童発達支援センターの確保	9市1町19箇所設置済	各市町村に1箇所以上設置(市町村単独設置が困難な場合、圏域設置でも差し支えない。)
(2)保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	11市1町36箇所事業所設置済	すべての市町村において利用できる体制を構築
(3)難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保		児童発達支援センター等と連携して中核的機能を果たす体制を確保
(4)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	5市2町8箇所設置済	各市町村に1箇所以上確保(市町村単独設置が困難な場合、圏域での確保でも差し支えない。)

項目	現状	目標
(5)主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	5市2町9箇所設置済	各市町村に1箇所以上確保(市町村単独設置が困難な場合、圏域での確保でも差し支えない。)
(6)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等		
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	9市町村8箇所設置済	各市町村に設置(市町村単独設置が困難な場合、県が関与した上での、圏域での設置でも差し支えない。)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	4市2町に配置	各市町村に配置(市町村単独設置が困難な場合、県が関与した上での、圏域での設置でも差し支えない。)

6 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標
相談支援体制の充実・強化等	相談支援体制を充実・強化するため、各市町村が取り組む総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化について、広域的な観点から助言・支援を行います。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	障害福祉サービス等が多様化し、関係する事業者の増加が進む中で、障害福祉に関わる人向けの各種研修を実施し、障害者総合支援法の基本理念を踏まえ、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供が行われるよう取り組みます。 また、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査を実施し、その結果を関係機関に共有するなどしてサービスの質の向上につながるよう努めます。